

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で生活資金に悩んでいる方へ

一時的な資金の緊急貸付に関するご案内

新型コロナウイルス感染症の影響での休業や失業等により、生活資金に困っている方への緊急小口資金等の「特例貸付」が実施されます。

① 休業された方向け 緊急小口資金

緊急かつ一時的に日常生活を続けることが困難となった場合に、少額の費用の貸付を行います。

■対象者：住民登録をしている外国人すべて（短期滞在以外）

新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的に生活のためのお金を必要とする世帯

■貸付回数、上限額：1回のみ、10万円以内

※学校等の休業で子の世話が必要になった場合や、個人事業主の場合などは20万円以内

■据置期間：1年以内

■償還期間：2年以内

■貸付利子・保証人：無利子・不要

■送金日：手続きの約1週間後

【申請時に用意するもの】 ※用意できないものがある場合は、ご相談ください。

(1)住民票、(2)本人確認ができる身分証、(3)通帳またはキャッシュカード、

(4)新型コロナウイルス感染症が原因による収入減が分かる書類（給与明細書等）、

(5)印鑑、(6) 在留カードまたは特別永住者証明書のコピー（住所変更をしている場合は両面）

② 失業等された方向け 総合支援資金（生活支援費）

生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。

※原則、自立相談支援事業等による継続的な支援を受けることが必要です。

■対象者：住民登録をしている外国人すべて（短期滞在以外）

新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により日常生活を続けることが困難となっている世帯

■貸付上限額：(2人以上) 月 20万円以内

(一人暮らし) 月 15万円以内

- 貸付期間：原則 3 月以内
- 据置期間：1 年以内
- 償還期間：10 年以内
- 貸付利子・保証人：無利子・不要

連絡先：住んでいる区の社会福祉協議会（平日 9:00-17:00）

※事前にお電話で相談してください。

千種区	763-1531
東区	932-8204
北区	915-7435
西区	532-9076
中村区	486-2131
中区	331-9951
昭和区	884-5511
瑞穂区	841-4063
熱田区	671-2875
中川区	352-8257
港区	651-0305
南区	823-2035
守山区	758-2011
緑区	891-7638
名東区	726-8664
天白区	809-5550